

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

制 度 名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置				
税 目	所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税				
要 望 の 内 容	<p>独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）に基づく次の独立行政法人の制度及び組織の見直し（名称変更等）に伴い、所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税について、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立行政法人環境再生保全機構</li> <li>○ 独立行政法人国立環境研究所</li> <li>○ 独立行政法人原子力安全基盤機構</li> </ul> <table border="1" data-bbox="874 842 1490 936" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 －</p> <p>(2) 施策の必要性 －</p>				

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>—</p>